

村上市監査委員公表第1号

令和5年度

村上市財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和6年2月6日

村上市監査委員

小 田 健 司
渡 辺 昌

令和5年度 村上市財政援助団体監査報告書

1 監査の期間

令和5年9月27日～令和6年2月6日

2 監査実施団体及び期日

令和4年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	書類監査・聴取実施期日
山辺里地区まちづくり協議会（地域まちづくり交付金）	11月27日
あらかわ地区まちづくり協議会（地域まちづくり交付金）	
公益社団法人 村上地域シルバー人材センター （村上地域シルバー人材センター補助金）	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

令和4年度に財政援助をした団体について、資料を所管課から提出させた。提出資料件数は補助金及び交付金で266件、負担金で23件であった。この中から補助金1件、交付金2件を抽出し、監査を実施した。

監査の内容は、村上市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、関係書類の点検を行い、所管課職員から業務内容等の説明を受けた。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

5 監査の結果

(1) 共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、村上市補助金等交付規則に定められたとおり、概ね適正に事務処理が行われていた。

(2) 個別事項

○地域まちづくり交付金（あらかわ地区まちづくり協議会）

会計事務において、事務局職員等の立替払による支出処理が見受けられた。立替払いは、協議会の資金と私金との区別が不明確となることや領収書紛失等のリスクも懸念される。

市職員が公金である補助金等の交付を受けて、職務として取り扱う現金等については、公金に準じた厳正な管理が求められる。

今後は、取扱基準を整備し、統一的な事務処理が行われるよう検討していただきたい。

○村上地域シルバー人材センター補助金

補助額の確定は、補助対象となる事業経費ごとに算出した額を合算し決定すべきところ、国の補助率と同じであったことから補助対象経費の算定を行わず補助額の確定を行っていた。

補助金額に変更はなかったが、担当課においては補助金を確定する際には要綱に基づき対象補助経費の確認を行い交付していただきたい。

また、国が定めた補助対象経費と市の要綱の補助対象経費の一部が一致していない部分が見受けられた。補助金の整合性を図るためにも補助金交付要綱の改正を検討していただきたい。